

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「全人類の能力を全面開花させ、世界を変える」というミッションステートメントを達成するため事業を展開しております。当社は、「企業の価値を高め株主の利益を最大化することを目標とする」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に据え、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的かつ健全な成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

「基本原則」については、全てを実施しております。当社は、グロース市場の上場会社であり、「原則」・「補充原則」の適用はありませんが、各実施状況について下記の通り任意開示します。

【補充原則1-2 招集通知等開示書類の英訳、議決権行使プラットフォームの活用】

当社は、証券代行機関の運営するインターネット議決権行使プラットフォームを導入しており、機関投資家のみならず個人投資家を含む全ての株主が、パソコン及びスマートフォンを用いて株主総会の前日夜まで議決権行使が可能となっています。一方で、当社は海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し、現時点では、招集通知等開示書類の英訳及び議決権電子行使プラットフォーム(ICJ)は採用しておりませんが、今後としては株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【補修原則3-1 英語での情報の開示・提供】

当社は、自社ホームページにおいて、決算短信サマリー及び決算説明資料の英訳情報の開示・提供を実施しております。一方で、当社は海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し、現時点では、金融商品取引法書類の定性情報等について、英語での情報の開示・提供を実施しておりませんが、今後としては株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【補充原則4-1 CEO等の後継者計画】

当社は、最高責任者である取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりませんが、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしています。取締役会による当該計画の立案・運用および監督の体制については、今後検討してまいります。

【補充原則4-2 現金報酬と株式報酬の適切な割合での設定】

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能するよう、現金報酬と株式報酬とで構成しておりますが、その比率割合については、特段定めておりません。

当社では、取締役報酬については、取締役会で一任を受けた代表取締役社長が、一定のルールに基づき、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、独立社外取締役の適切な関与・助言を受け決定しております。このように、報酬額を決定する手続については、一定の客観性・透明性が担保されていると判断しておりますが、今後さらに長期的な業績および株主価値との連動性を高めるべく、引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則4-3 CEOの解任手続き】

当社では、CEOの解任については、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合において、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、判断することとしております。一層の客観性・適時性・透明性のある手続きの検討を継続してまいります。

【補充原則4-8 筆頭独立社外取締役等】

当社は、現時点において、独立社外取締役は1名のみであるため、筆頭独立社外取締役の選任等を実施しておりませんが、社外取締役と、経営陣や監査役・監査役会との連携に問題はございません。今後は、社外取締役の体制等の状況に応じて検討してまいります。

【補充原則4-8 支配株主からの独立性の確保】

支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為がなされる際には、少数株主が有する権利等を害することが無いよう、取引の必要性や内容の妥当性等について取締役会で十分に審議し、意思決定を行うこととしております。

【補充原則4-10 独立社外取締役の諮問委員会等】

当社は、独立社外取締役の諮問委員会等を設置しておりませんが、独立社外取締役1名を選任しており、また、監査役全員が独立社外監査役であり、独立社外役員より重要事項に関する適切な関与・助言を得ていることから、独立性・客観性は担保できているものと考えております。今後としては、企業規模や社会情勢等を勘案しつつ、重要事項における検討状況に応じて検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、知識・経験・能力のバランスがとれ、多様性と適正規模を両立した構成となっています。また当社では海外経験・知識・スキルを持った取締役を選任していることから、国際性の面における多様性は確保できていると考えておりますが、ジェンダーの面における多様性では

課題があると認識しており、今後の経営課題として検討してまいります。当社取締役会は、取締役会のあり方やその運営方法等について、独立社外取締役や社外監査役の意見を聞きつつ議論を重ねており、取締役会の実効性向上に努めております。

【補充原則4-11 実効性評価】

当社取締役会は、取締役会のあり方やその運営方法等について、独立社外取締役や社外監査役の意見を聞きつつ議論を重ねており、取締役会の実効性向上に努めております。取締役会の実効性についての分析・評価の実施およびその結果の概要の開示については、その方法等を含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、グロース市場の上場会社であり、「原則」・「補充原則」の適用はありませんが、各実施状況について下記の通り任意開示します。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は現在成長段階にあり、高い利益成長につながる可能性のある投資機会を豊富に有しております。従って、現時点では内部留保の充実を図り、収益基盤の安定化・多様化や新規投資を通じて、一層の事業拡大により企業価値を最大化させることが、株主に対する利益還元につながると考えております。

換言すれば、インカムゲインよりもキャピタルゲインが、当社の株式価値の根幹を成す企業ステージにあると考えております。

将来的には、各時点における経営成績及び財政状態を勘案し、株主に対して、インカムゲインを含めた利益還元を実施していく方針です。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式を保有しない方針で、現時点で政策保有株式を保有しておりません。今後、保有する場合には、縮減に関する方針・考え方を開示いたします。

(2) 政策保有株式に係る議決権の行使基準

当社は、政策保有株式を保有しておらず、政策保有株式に係る議決権の行使について基準を定めておりません。今後、保有する場合には、当該基準を策定・開示いたします。

(3) 政策保有株主からの株式売却等の意向が示された場合の方針

当社には、現時点では、政策保有株主はおりません。今後、政策保有株主が出現し、当該保有株式の売却等の意向が示された場合には、特段の条件をつけることなく、これを承認する方針です。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合には取締役会の承認を得ることとしております。また、当社取締役・監査役に関しては、定期的に関連当事者間取引に関する調査を実施し、取引の有無について監視を行っております。

【補充原則2-4 社内の多様性の確保】

本コーポレート・ガバナンス報告書の「補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等 1) 人的資本経営」に記載しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型企業年金を導入しておらず、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

経営理念・経営戦略については、当社ウェブサイト、決算説明資料等にて公表しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスの基本方針を、本コーポレート・ガバナンス報告書と有価証券報告書に記載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本コーポレート・ガバナンス報告書の「-1. 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続き

経営陣幹部の選任については、その職責を全うする能力、人格見識等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。経営陣幹部の解任は、社内規程に従い、解任すべき正当な理由があると判断した場合は取締役会で決定するものとしております。

取締役候補者指名については、現取締役会の専門知識、経験及び能力等の多様性及びバランスを考慮し、その責務にふさわしい候補者を取締役会で決定しております。

監査役候補者指名については、取締役の職務の執行を監査するにあたっての高い見識と経験、法務、財務・会計、当社の事業内容・業界等に関する専門的な知識や経験を総合的に勘案し、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定しております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

候補者個々の選任についての説明は、株主総会招集通知、有価証券報告書に記載しております。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等】

当社は「全人類の能力を全面開花させ、世界を変える」をミッションに掲げています。

当社ミッションは、国際連合が推進する「持続可能な開発目標(SDGs)」のうち、下記の項目に通じるものであり、当社の事業機会の拡大と価値あるサービスやプロダクトの創出を通じて、社会課題を解決することを目指しております。

(目指すべき世界観)

・人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界

・すべての国が持続的で、包摂的で、持続可能な経済成長と働きがいのある人間らしい仕事を享受できる世界

(持続可能な開発目標)

目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4.4 技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる

目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促

進する

8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進する

8.5 若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する

1) 人的資本経営

当社は、社会的課題の解決に向け、事業機会の拡大と価値あるサービスやプロダクトの創出を目指しておりますが、これらの価値創造の活動を支える重要な資本として、当社が有する人的資本・プラットフォーム・経営基盤を一層強化・整備していくことが重要であると認識しております。その上で、当社における、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針として、下記を掲げております。

・人材の多様性の確保と育成

当社は、ミッションに共感し、バリューを体現する人材を獲得・育成することが、当社の持続的な成長を実現するうえで欠かせないものと考えております。また、多様な人材を確保する上で、意識的に内集団バイアスを排除し、生物学的・社会的・地理的な多様性を維持するように努力しなければ、不確実性が高く将来予測が困難な時代を生き残れないものと認識しております。そのため、人材採用及び育成を事業戦略上の重要な経営課題に掲げて、採用担当部署の強化による採用活動の促進、リスクリングを含む人材育成と実務能力の向上を目的とした社内研修の充実に注力しております。

・従業員エンゲージメント

当社は、経験やスキルを身に付けた社員が長く働けるよう、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備に努めております。また従業員エンゲージメントを向上させるための様々な施策を実施しており、在職者に対しては、ミッション・バリューへの共感、職務満足度、社内環境、成長支援、評価制度、人間関係、福利厚生等の項目に渡るサーベイを定期的に行うことで状況を把握しております。退職者に対しては、エグジット・サーベイを実施することで、更なる従業員エンゲージメント向上のための施策を実施しております。

・労働慣行および従業員の健康と安全

当社は、柔軟な働き方の導入、時間外労働時間の低減、従業員向けの手厚い医療保険制度の導入、クラウドを活用した法定健診や産業医による健康管理、ストレスチェック等の導入により従業員が健康で安全に働き続けることができる支援を行っております。

2) 気候変動への対応

当社は、環境に配慮した経営を実践しております。当社が展開するビジネスは、創業以来インターネットを主軸としたオンラインサービスの提供が中心となっており、固定資産の保有も限定的なため、環境負荷が小さく温室効果ガス排出の抑制に貢献しております。また当社が提供しているサービスを通じて業界全体のDX化に貢献しており、さらなる環境負荷の低減を支援できると考えております。

当社のオペレーションにおいては、リモートワークを含む柔軟な働き方を導入しており、電子契約や社内書類の電子化によるペーパーレス化により、ヒトやモノの移動、紙資源利用の削減が実現されています。加えて、エネルギー効率を意識した調達をはじめとする省エネ推進等の取組を進めています。

当社は、現時点においては、極めて環境負荷が小さいビジネスモデル・事業規模であることを踏まえて、当社の各事業年度における温室効果ガス排出量のうち、Scope1(自社が直接排出する排出量)、Scope2(他社から供給された電気等の使用に伴う排出量)に関する目標値等は定めておりません。

【補充原則4-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会の意思決定範囲として、法令および定款に定める事項のほか、重要な意思決定の項目として取締役会規程を設けて運用しております。また、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営機能の最大化を図るため、法令、定款および取締役会規程に定める事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任しております。委任の内容については、「職務権限規程」等の社内規程において明確に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模】

取締役会は、当社に合った専門知識、経験及び能力等の多様性及びバランスを考慮した取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最大化できる適切な員数として、独立社外取締役を含む7名以内で構成することとしております。取締役の指名に関しましては、当社の現状を鑑みたくて、候補者の知識・経験・能力と既存の役員とのバランス等を勘案し、取締役会における協議を経て候補者を選定し、株主総会の決議をもって選任しております。

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

取締役、監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等に開示しております。

【補充原則4-14 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役の就任の際に、当社の事業内容、財務状況及び組織等に関する必要な知識を取得し、株主から負託された取締役・監査役の責務及び法的責務を果たすため、会社法、会社法関連法令及びコーポレート・ガバナンス等に関して十分に理解を深める機会を設けております。また、必要に応じて継続的に必要な事項を更新する機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話が、継続的な企業価値向上には不可欠なものと考えております。そのため、IR担当者を定め、合理的な範囲における株主との対話及び情報開示等に努めております。また、株主からの意見及び要望に関しては、必要に応じて経営幹部や取締役へフィードバックし、課題認識等の共有をいたします。株主との対話に関しましては、個別面談以外においても、決算説明会等を適時実施し、充実を図って参ります。一方、インサイダー情報が漏洩すること無い様、情報管理責任者と連携を図り、情報統制を徹底しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社は、中長期的な企業価値最大化を目指し、新規事業に対する成長投資を基本方針と位置付けながらも、株主の皆様への還元も重要事項とし

て捉えております。

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、基本方針に則った事業成長を第一としつつ検討を進めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
音成 洋介	670,000	49.51
音成 恵里	134,000	9.90
株式会社SBI証券	57,400	4.24

支配株主(親会社を除く)の有無	音成 洋介
親会社の有無	なし

補足説明 更新

所有株式数の割合は、2024年1月31日現在の発行済株式総数(自己株式を除く、単元未満株式を含む)を基準として算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	1月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役である音成洋介は、支配株主に該当し、関連当事者として当社と特定の関係を有する者であります。当社は支配株主と取引を行う場合は、少数株主の利益を害することのないよう、取引の必要性・経済合理性等を含めて慎重に判断することとしております。

具体的には、新規に支配株主との取引を行う際には、取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性等(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)について客観的かつ公正に判断して意思決定を行うよう、取締役会の承認を受けることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
赤池 敦史	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤池 敦史			事業会社経営を通じ培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の経営全般の監督と助言をいただくことを期待して選任しております。また、当社と同氏との間に特別な関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、会計監査人より会計監査の監査計画の説明・報告を受け、また会計監査人が実施した会計監査や問題点の情報共有等につきディスカッションを行うなど定期的なミーティングの場を設けることにより、連携体制を構築し、監査の質的向上を図っております。内部監査担当者は、内部監査計画策定時において監査役のアドバイスを受け、また、実施した内部監査の結果につき監査役と共有することにより、連携して業務の適正性や効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
澁谷 年史	他の会社の出身者													
森下 俊光	公認会計士													
小栗 久典	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澁谷 年史			事業会社経営を通じ培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の経営全般の監督と助言をいただくことを期待して選任しております。また、当社と同氏との間に特別な関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。

森下 俊光		公認会計士としての専門的な知識及び豊富な経験を有していることから、それらの経験と見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査を遂行していただくため選任しております。また、当社と同氏との間に特別な関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。
小栗 久典		弁護士としての専門的な知識及び豊富な経験を有していることから、それらの経験と見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査を遂行していただくため選任しております。また、当社と同氏との間に特別な関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

原則として、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明 更新	

当社役員と株主との利害一致により、株主とのアラインメントを意識した思考・行動を促進することでコーポレートガバナンスを充実させること、中長期業績の達成に応じて報酬が変動するインセンティブの付与により持続的な企業価値の向上を図ること、複数年度にわたるリテンション効果により重要人材の流出抑制及び獲得の促進などを目的として、株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員
該当項目に関する補足説明	

当社の業績向上およびコーポレート・ガバナンスの充実に対する意欲や士気を高めることを目的として、社内取締役、社外取締役、社外監査役及び従業員に対して付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

報酬等の総額が1億円以上の者はおりませんので、個別報酬の開示は行っておりません。取締役の報酬等は、それぞれ総額で表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、それぞれ株主総会で報酬等の限度額の決議を得ております。各役員の前払については、取締役については取締役会で決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。なお、取締役の個別の報酬額の決定方針としては、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や職責、業界水準等を総合的に勘案して、事前に取締役会にて各取締役に対する評価、報酬決定の背景等を説明した上で、取締役会から一任を受けた代表取締役が決定する手続きとなっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)についてのサポートはコーポレート本部が行っております。具体的には、取締役会の開催に際しての議案についての事前説明、情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会の活動状況としては、原則として全役員出席のもと、月1回の定例取締役会及び必要に応じた臨時取締役会を開催し、取締役会規程に基づき重要事項を決定しております。社外取締役1名を選任したことにより、当社内部に留まらず、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

(2) 監査役会

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、他の会社の出身者、公認会計士、弁護士であり、それぞれの職業倫理や得意領域の観点より経営監視を実施しております。

(3) 経営会議

経営会議は、週次の頻度で開催をしており、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項を審議・決裁することにより、代表取締役社長及び取締役会を補佐する役割を担っております。

経営会議は常勤の取締役全員で構成され、また監査役も経営会議に出席できる旨定めております。これらの者以外の経営会議への出席は、構成員の協議をもってその者を出席させ、その意見を聴取することができます。

(4) 内部監査

内部監査につきましては、内部監査責任者1名の指揮下、内部監査担当者2名が担当しております。内部監査は、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査は、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、もって経営の合理化と業務効率向上に資することを基本方針として実施しております。なお、内部監査責任者及び内部監査担当者は、監査役及び会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行うなど、相互連携による効率性の向上を目指しております。

(5) 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。2024年1月期の監査公認会計士等に対する報酬の内容及び業務を執行した公認会計士の氏名等は、次のとおりです。

- ・監査証明業務に基づく報酬 26,300千円
- ・非監査業務に基づく報酬 - 千円
- ・公認会計士の氏名等 指定有限責任社員・業務執行社員 杉原 伸太郎、同 歌 健至
- ・上記が所属する監査法人名称 有限責任監査法人トーマツ
- ・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士5名、その他8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の機動性や透明性、客観性及び健全性の保持・向上を目的に、コーポレート・ガバナンス強化を重要な経営課題と認識し、適正な業務執行及び適正な監査の対応ができる体制の構築を図るために、社外取締役の選任と監査役会の設置による業務執行の監督・監査に重点を置いた現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、できるだけ早期に招集通知の発送をし、また、当社ホームページにIR専用ページを設け、招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくため、株主総会の集中日を避けた日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、証券代行機関の運営するインターネット議決権行使プラットフォームを導入しており、機関投資家のみならず個人投資家を含む全ての株主が、パソコン及びスマートフォンを用いて株主総会の前日夜まで議決権行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主構成を考慮しながら、必要に応じて実施に向けた検討をしております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主構成を考慮しながら、必要に応じて実施に向けた検討をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会及びセミナー等を適宜開催し、また、電話やメール等による問い合わせに対しては担当取締役又はIR担当者により業績や経営方針の説明を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期の決算発表日に合わせて、アナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しており、また電話やメール等による問い合わせに対しても適宜対応を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成を考慮しながら、必要に応じて実施に向けた検討をしております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社内規程としてフェア・ディスクロージャー・ルールを策定し、ステークホルダーに対し公平な情報開示を確保することを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	みなと環境にやさしい事業者会議に参画し、行政・NPO・地域住民と連携した環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に当社の企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適時開催予定の会社説明会等を通じて適時・適切な情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として「内部統制システムの基本方針」を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念及び行動指針の主旨徹底を図ることにより、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるものとする。
- (2) 役職員は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び社内規程等の定めに従い、職務を執行するものとする。
- (3) 社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務執行に対する牽制並びに監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるものとする。
- (4) 内部監査を徹底して、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講ずるものとする。
- (5) 内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

議事録、稟議書及び職務執行に係る重要な情報が記載されたその他の文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期して保存するとともに、適時に閲覧できるような検索性の高い状態での管理に努めるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのあるリスクについて、その発生を未然防止するために取締役会及び経営会議に報告のうえ対応を協議するものとする。
- (2) リスク管理規程を整備して、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備するものとする。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
- (2) 取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役に報告するものとする。
- (3) 業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。
- (4) 経営会議により予実管理を徹底するほか、役職員が経営情報を可能な限り共有することで、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図るものとする。
- (5) 役職員が経営会議により経営情報を可能な限り共有するとともに、予実管理を徹底して、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図るものとする。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。

6. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた場合にその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人の任命、異動等の決定については、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、監査役の意見を考慮して行うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて経営会議及びその他の重要な会議に出席して、又はその議事録等を閲覧するものとする。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適切に行うものとする。
- (3) 取締役及び使用人は、経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのある事項や重大な法令又は定款違反並びにその他不正行為に関する事項を予見し、又は発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとする。
- (4) 取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取り扱い及び報復行為等を禁止するものとする。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を当社に対して請求した場合は、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれを処理するものとする。

9. その他監査役が効率的に執行されることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査役監査の実効性を確保するために、代表取締役社長、取締役、内部監査責任者及びその他重要な使用人等と必要に応じて意見交換するほか、代表取締役社長に対して監査役監査の体制整備等を要請することができるものとする。
- (2) 経営会議及びその他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。
- (3) 監査役、内部監査責任者及び会計監査人との連携体制の整備に協力するものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
- (2) 取引開始に際して、取引先の反社会性を検証するものとする。
- (3) 取引先に反社会性が確認された場合は、速やかに取引を解消するものとする。
- (4) 平素から、法律顧問及び警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努めるとともに、有事における対応体制を整備するものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 経理業務に係る規程等を整備するとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実に努めるものとする。
- (2) 内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を把握並びに評価して、必要に応じて是正するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除体制といたしましては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、最高責任者を代表取締役社長、所管部署を管理本部として、運用を行っております。具体的な運用方法としては、同規程において定められた「調査手順書」にしたがい、新規取引先、新規株主、そして新規採用対象となる役員及び従業員については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、年1回、取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する契約においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排条項を契約書上に盛り込むこととしております。

さらに、反社会的勢力対応の主管部署である管理本部は、従業員に対して平素の準備や心構え、有事の際の対応と役割について、指導及び教育を行わなければならない旨を当該規程において定めており、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断の重要性を当社役員に周知しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制について
 模式図(参考資料)をご参照ください。

(2) 適時開示体制について
 当社は、適時開示の担当部署をコーポレート本部とし、コーポレート本部長を責任者としております。
 当社は、会社法、金融商品取引法等関係諸法令はもとより、取引所が定める適時開示規則に則った情報開示に努めてまいります。収集された情報は、逐次、適時開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを経た上で公表すべき情報は適時に公表してまいります。



